

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う

令和3年度固定資産税・都市計画税の特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した中小事業者等の方は、令和3年度分の固定資産税等が軽減されます。

申告受付期間: 令和3年1月4日(月)～令和3年2月1日(月)必着

1. 対象者

- 令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入が、前年同期間比で30%以上減少している中小事業者等

中小事業者等とは

法人：資本金又は出資金の額が1億円以下（資本金又は出資金を有しない場合は従業員1,000人以下）

個人：従業員1,000人以下

※ただし、大企業の子会社等や性風俗関連特殊営業を営むものを除く。

2. 対象資産

- 償却資産及び事業用家屋

事業用家屋とは

事務所、店舗、工場、倉庫など事業用の家屋

3. 措置内容

- 事業収入の減少割合に応じて、償却資産・事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税の課税標準が下記の割合となります。

事業収入の減少割合	適用される特例率
30%以上50%未満	2分の1
50%以上	ゼロ

4. 申請手続き

- 成田市での申告受付開始は、令和3年1月4日(月)からとなります。

申告にあたっては、事前に認定経営革新等支援機関等で申告書類の確認を受けていただくことが必要です。

〈申告の流れ〉



申告書類の確認とは

中小事業者等であること、性風俗関連特殊営業を行っていないこと、収入が減少していること、家屋が事業用であること等の特例要件に該当するか否かについて、認定経営革新等支援機関等の審査を受けること。

※令和2年12月15日時点の情報です。詳しくは市ホームページをご確認ください。



詳しくはこちら

成田市 固定 特例措置

検索

(問合せ先) 成田市役所 資産税課 TEL 0476-20-1514



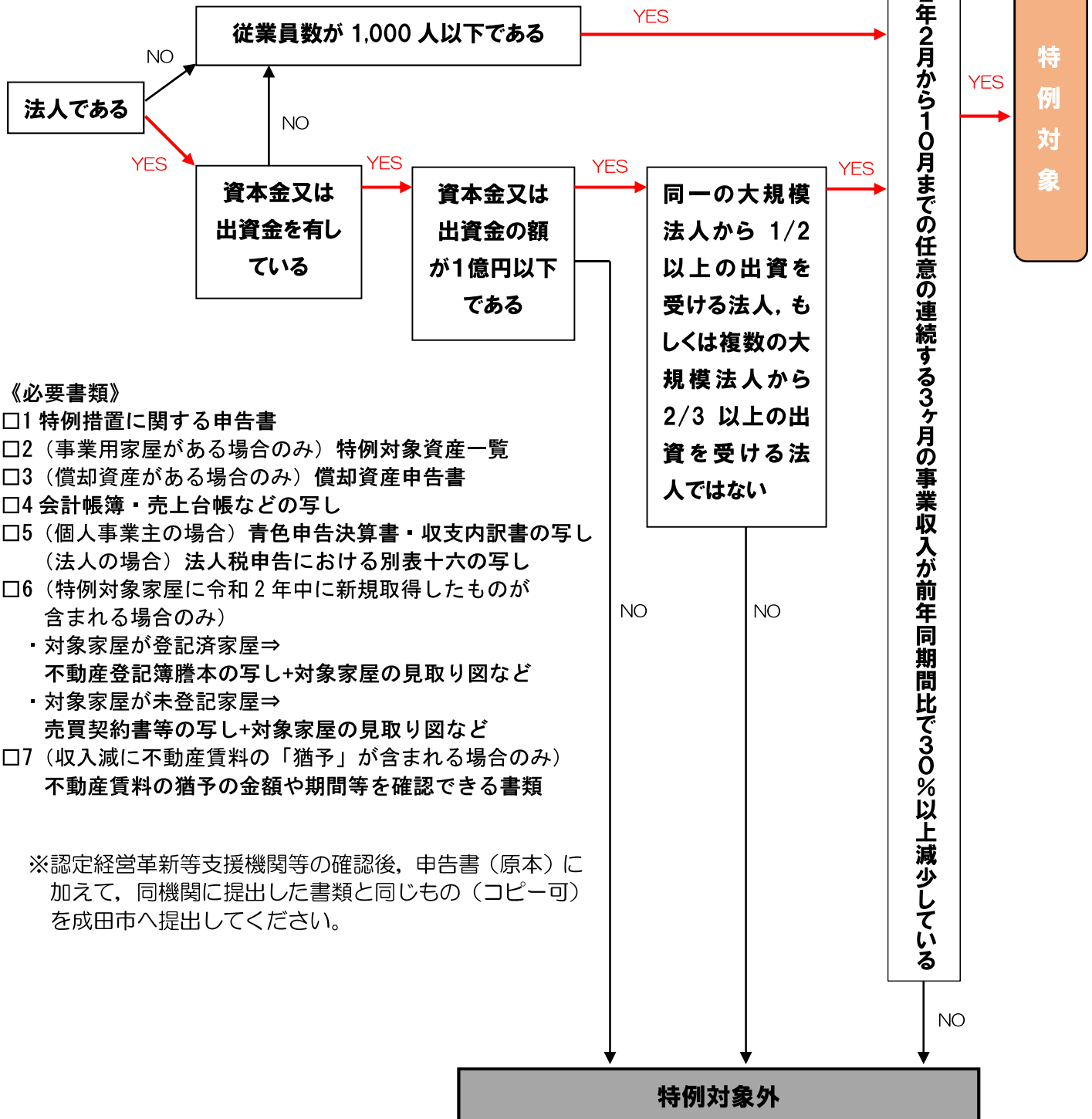
認定経営革新等支援機関とは

税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ中小企業等経営強化法に規定する認定経営革新等支援機関（税理士、公認会計士など）。

また、認定経営革新等支援機関として認定を受けていない税理士などが申告書の確認業務を実施しようとする場合をはじめ、申告書の審査・確認業務に関することについては、【中小企業庁 固定資産税等の軽減相談窓口】Tel 0570-077-322（受付時間 平日 9：30～17：00）へお問い合わせください。

【特例対象確認用フロー】

前提条件：①成田市内に所在する償却資産または事業用家屋を所有していること。
②性風俗関連特殊事業を営んでいないこと。



《必要書類》

- 1 特例措置に関する申告書
- 2（事業用家屋がある場合のみ）特例対象資産一覧
- 3（償却資産がある場合のみ）償却資産申告書
- 4 会計帳簿・売上台帳などの写し
- 5（個人事業主の場合）青色申告決算書・収支内訳書の写し
（法人の場合）法人税申告における別表十六の写し
- 6（特例対象家屋に令和2年中に新規取得したものが含まれる場合のみ）
 - ・対象家屋が登記済家屋⇒
不動産登記簿謄本の写し+対象家屋の見取り図など
 - ・対象家屋が未登記家屋⇒
売買契約書等の写し+対象家屋の見取り図など
- 7（収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合のみ）
不動産賃料の猶予の金額や期間等を確認できる書類

※認定経営革新等支援機関等の確認後、申告書（原本）に加えて、同機関に提出した書類と同じもの（コピー可）を成田市へ提出してください。